

号外第2 (令和6年2月22日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜生活利便機能誘導低層住居地区建築条例【建築局建築企画課】	3
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】	6
△ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例【市民局区連絡調整課】	10
△ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例【経済局企業誘致・立地課】	11
△ 横浜市児童相談所条例の一部を改正する条例【こども青少年局こどもの権利擁護課】	24
△ 横浜市斎場条例の一部を改正する条例【健康福祉局環境施設課】	25
△ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	28
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	29
△ 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	30
△ 横浜市婦人相談員の費用弁償条例を廃止する条例【こども青少年局こどもの権利擁護課】	31
△ 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例【健康福祉局高齢施設課】	32

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和6年2月22日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横 浜 生 活 利 便 機 能 誘 導 低 層 住 居 地 区 建 築 条 例
- 2 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 3 区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る
条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 4 横 浜 市 企 業 立 地 等 促 進 特 定 地 域 等 に お け る 支 援 措 置 に 関 す る 条
例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 5 横 浜 市 児 童 相 談 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 6 横 浜 市 斎 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 7 横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 8 横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 9 横 浜 市 建 築 基 準 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 10 横 浜 市 婦 人 相 談 員 の 費 用 弁 償 条 例 を 廃 止 す る 条 例
- 11 横 浜 市 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に
関 す る 条 例 を 廃 止 す る 条 例

横 浜 市 条 例 第 1 号

横 浜 生 活 利 便 機 能 誘 導 低 層 住 居 地 区 建 築 条 例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項及び第50条の規定に基づき都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として定める横浜生活利便機能誘導低層住居地区（以下「生活利便機能誘導低層住居地区」という。）内における建築物の建築の制限の緩和及び敷地等に関する制限その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法の例による。

(建築物の建築の制限の緩和及び敷地等に関する制限)

第 3 条 生活利便機能誘導低層住居地区内においては、法第48条第1項本文及び第2項本文の規定により建築してはならない建築物のうち別表第1に掲げる建築物（同条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定により許可を受けて建築するものを除く。以下「特定用途建築物」という。）を建築することができる。

2 特定用途建築物は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

(1) 別表第1第1号に規定する建築物 別表第2第1項第1号の基準

(2) 別表第1第2号に規定する建築物 別表第2第1項第1号及び第3項の基準

(3) 別表第1第3号に規定する建築物 別表第2第1項第2号及び第3号、第2項並びに第3項の基準

(建築主等の責務)

第 4 条 特定用途建築物の建築主（用途を変更する場合にあっては、特定用途建築物の所有者、管理者又は占有者。第6条第2項において同じ。）は、当該特定用途建築物の建築（用途の変更をして特定用途建築物にすることを含む。）に当たっては、周辺住民等に対し計画内容を事前に周知するよう努めるとともに、事業活動に伴い発生する騒音、悪臭、自動車交通の渋滞、照明設備等からの光による周辺環境への悪影響等を防止するための措置その他の必要な措置を講ずることにより、生活利便機能誘導低層住居地区における良好な住居の環境を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必

要 な 事 項 は、市 長 が 定 め る。

(罰 則)

第 6 条 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に 違 反 し た 場 合 に お け る 当 該 特 定 用 途 建 築 物 又 は 建 築 設 備 の 設 計 者 (設 計 図 書 を 用 い な い で 工 事 を 施 工 し、又 は 設 計 図 書 に 従 わ な い で 工 事 を 施 工 し た 場 合 に お い て は、当 該 特 定 用 途 建 築 物 又 は 建 築 設 備 の 工 事 施 工 者) は、500,000 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る。

2 前 項 に 規 定 す る 違 反 が あ っ た 場 合 に お い て、そ の 違 反 が 特 定 用 途 建 築 物 の 建 築 主 又 は 建 築 設 備 の 設 置 者 の 故 意 に よ る も の で あ る と き は、当 該 設 計 者 又 は 工 事 施 工 者 を 罰 す る ほ か、当 該 特 定 用 途 建 築 物 の 建 築 主 又 は 建 築 設 備 の 設 置 者 に 対 し て 同 項 の 刑 を 科 す る。

3 法 人 の 代 表 者 又 は 法 人 若 し く は 人 の 代 理 人、使 用 人 そ の 他 の 従 業 者 が そ の 法 人 又 は 人 の 業 務 に 関 し て、前 2 項 の 違 反 行 為 を し た 場 合 に お い て は、そ の 行 為 者 を 罰 す る ほ か、そ の 法 人 又 は 人 に 対 し て 第 1 項 の 刑 を 科 す る。

附 則

こ の 条 例 は、規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る。

別 表 第 1 (第 3 条)

(1) 事 務 所 (建 築 基 準 法 施 行 令 第 130 条 の 3 第 1 号 に 規 定 す る 事 務 所 を い う。) に 供 す る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 150 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の (3 階 以 上 の 部 分 を そ の 用 途 に 供 す る も の を 除 く。)

(2) 次 に 掲 げ る 用 途 に 供 す る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 150 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の (3 階 以 上 の 部 分 を そ の 用 途 に 供 す る も の を 除 く。)

ア 食 堂 又 は 喫 茶 店

イ 理 髪 店、美 容 院、ク リ ー ニ ン グ 取 次 店、質 屋、貸 衣 装 屋、貸 本 屋 そ の 他 こ れ ら に 類 す る サ ー ビ ス 業 を 営 む 店 舗

ウ 洋 服 店、畳 屋、建 具 屋、自 転 車 店、家 庭 電 気 器 具 店 そ の 他 こ れ ら に 類 す る サ ー ビ ス 業 を 営 む 店 舗 で 作 業 場 の 床 面 積 の 合 計 が 50 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の (原 動 機 を 使 用 す る 場 合 に あ っ て は、そ の 出 力 の 合 計 が 0.75 キ ロ ワ ッ ト 以 下 の も の に 限 る。)

エ 自 家 販 売 の た め に 食 品 製 造 業 (食 品 加 工 業 を 含 む。) を 営 む パ ン 屋、米 屋、豆 腐 屋、菓 子 屋 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の で 作 業 場 の 床 面 積 の 合 計 が 50 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の (原 動 機 を 使 用 す る 場 合 に あ っ て は、そ の 出 力 の 合 計 が 0.75 キ ロ ワ ッ ト 以 下 の も の に 限 る。)

オ 学 習 塾、華 道 教 室、囲 碁 教 室 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 施 設

- (3) 日用品の販売を主たる目的とする店舗に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

別表第2（第3条第2項）

1 敷地に関する基準

- (1) 特定用途建築物の敷地が、幅員4メートル以上の道路に1箇所敷地の外周の長さの7分の1以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものであること。
- (2) 特定用途建築物の敷地が、次に掲げる規定に適合すること。
ア 過半が第二種低層住居専用地域に属すること。
イ 主要地域生活道路（主要な地域の生活道路として市長が定めるものをいう。次号アにおいて同じ。）に1箇所敷地の外周の長さの7分の1以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものであること。
- (3) 特定用途建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設け、その自動車の出入口が次に掲げる規定に適合すること。
ア 主要地域生活道路に接する部分のみに設けること。
イ 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第47条の2各号に掲げる道路に接する部分に設けないこと。
ウ 横浜市建築基準条例第48条第1項に規定する自動車の出入口の基準に適合すること。

2 構造に関する基準

特定用途建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離が1メートル以上であること。

3 建築設備に関する基準

換気設備は、排気が隣地に向けて排出されるおそれのある位置及び方向に設置しないこと。

横 浜 市 条 例 第 2 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号) の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 6 号 中 「 第 120 条 第 1 項 」 の 次 に 「 、 第 120 条 の 2 第 1
項 」 を 加 え 、 「 磁 気 デ ィ ス ク を も っ て 調 製 さ れ た 戸 籍 に 記 録 さ れ て
い る 事 項 の 全 部 若 し く は 一 部 を 証 明 し た 書 面 」 を 「 戸 籍 証 明 書 」 に
改 め 、 同 条 第 7 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (7) の 2 戸 籍 法 第 120 条 の 3 第 2
項 の 規 定 に 基 づ く 戸 籍 電 子 証 明
書 提 供 用 識 別 符 号 の 発 行 手 数 料
(情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政
の 推 進 等 に 関 す る 法 律 (平 成 14
年 法 律 第 151 号) 第 7 条 第 1 項
の 規 定 に よ り 同 法 第 6 条 第 1 項
に 規 定 す る 電 子 情 報 処 理 組 織 を
使 用 す る 方 法 (地 方 公 共 団 体 の
手 数 料 の 標 準 に 関 す る 政 令 に 規
定 す る 総 務 省 令 で 定 め る 金 額 等
を 定 め る 省 令 (平 成 12 年 自 治 省
令 第 5 号) 第 1 条 の 2 に 規 定 す
る も の に 限 る 。 以 下 こ の 号 及 び
第 9 号 の 2 に お い て 同 じ 。) に
よ り 戸 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別
符 号 の 発 行 を 行 う 場 合 (当 該 発
行 に 係 る 戸 籍 電 子 証 明 書 の 請 求
が 同 項 の 規 定 に よ り 同 項 に 規 定
す る 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す
る 方 法 に よ り 行 わ れ た 場 合 に 限
る 。) に お け る 当 該 発 行 に 係 る
も の 及 び 戸 籍 電 子 証 明 書 提 供 用
識 別 符 号 の 発 行 に 係 る 戸 籍 電 子
証 明 書 の 請 求 を 行 う 者 が 同 時 に
当 該 戸 籍 電 子 証 明 書 が 証 明 す る
事 項 と 同 一 の 事 項 を 証 明 す る 戸
籍 の 謄 本 若 し く は 抄 本 又 は 戸 籍
証 明 書 の 請 求 を 行 う 場 合 に お け
る 当 該 発 行 に 係 る も の を 除 く 。
)

戸 籍 電 子 証 明
書 提 供 用 識 別

符 号 1 件 に つ
き

400 円

第 2 条 第 8 号 中 「 第 120 条 第 1 項 」 の 次 に 「 、 第 120 条 の 2 第 1 項 」 を 加 え 、 「 磁 気 デ ィ ス ク を も っ て 調 製 さ れ た 除 か れ た 戸 籍 に 記 録 さ れ て い る 事 項 の 全 部 若 し く は 一 部 を 証 明 し た 書 面 」 を 「 除 籍 証 明 書 」 に 改 め 、 同 条 第 9 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(9) の 2 戸 籍 法 第 120 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 除 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別 符 号 の 発 行 手 数 料 (情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 法 律 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 同 法 第 6 条 第 1 項 に 規 定 す る 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 に よ り 除 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別 符 号 の 発 行 を 行 う 場 合 (当 該 発 行 に 係 る 除 籍 電 子 証 明 書 の 請 求 が 同 項 の 規 定 に よ り 同 項 に 規 定 す る 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 に よ り 行 わ れ た 場 合 に 限 る 。) に お け る 当 該 発 行 に 係 る も の 及 び 除 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別 符 号 の 発 行 に 係 る 除 籍 電 子 証 明 書 の 請 求 を 行 う 者 が 同 時 に 当 該 除 籍 電 子 証 明 書 が 証 明 す る 事 項 と 同 一 の 事 項 を 証 明 す る 除 か れ た 戸 籍 の 謄 本 若 し く は 抄 本 又 は 除 籍 証 明 書 の 請 求 を 行 う 場 合 に お け る 当 該 発 行 に 係 る も の を 除 く 。)

除 籍 電 子 証 明
書 提 供 用 識 別
符 号 1 件 に つ
き

700 円

第 2 条 第 10 号 中 「 証 明 書 又 は 」 を 「 証 明 書 、 」 に 改 め 、 「 事 項 の 証 明 書 」 の 次 に 「 又 は 同 法 第 120 条 の 6 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 届 書 等 情 報 の 内 容 の 証 明 書 」 を 加 え 、 同 条 第 11 号 中 「 受 理 し た 書 類 」 の 次 に 「 又 は 同 法 第 120 条 の 6 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 届 書 等 情 報 の 内 容 を 表 示 し た も の 」 を 加 え 、 「 1 件 」 を 「 又 は 届 書 等 情 報 の 内 容 を 表 示 し た も の 1 件 」 に 改 め る 。

第 2 条 中 第 125 号 の 2 を 第 125 号 の 2 の 3 と し 、 第 125 号 の 次 に 次 の 2 号 を 加 え る 。

(125) の 2 建築基準法第86条の7
第1項の規定による既存の建築物
についての同法第43条第1項
の規定による建築物の敷地と道
路との関係に関する制限の適用
除外に係る建築基準法施行令（
昭和25年政令第338号）第137
条の12第6項の規定に基づく認
定申請手数料

同

27,000 円

(125) の 2 の 2 建築基準法第86条
の7第1項の規定による既存の
建築物についての同法第44条第
1項の規定による道路内におけ
る建築制限の適用除外に係る建
築基準法施行令第137条の12第
7項の規定に基づく認定申請手
数料

同

27,000 円

第2条第134号中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同条第
136号、第136号の2、第139号の9、第139号の10、第139号の
17、第139号の23及び第139号の23の2中「建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向
上等に関する法律」に改め、同条第139号の24中「建築物のエネル
ギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネル
ギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネル
ギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性
能の向上等に関する法律」に改め、同条第139号の25から第139号
の31までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法
律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改
め、同条第153号又(ア)中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に改
め、同号又(イ)中「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に改め、同号
又(ウ)中「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に改め、同号又(エ)中「
1,950,000 円」を「2,360,000 円」に改め、同号又(オ)中「2,270,00
0 円」を「2,740,000 円」に改め、同号又(カ)中「4,550,000 円」を
「5,640,000 円」に改め、同号又(キ)中「5,820,000 円」を「7,240,
000 円」に改め、同号又(ク)中「7,070,000 円」を「8,790,000 円」
に改め、同条第171号ア中「者（イ）の次に「及びウ」を加え、同
号イ中「するもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え
、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 高圧ガス保安法第5条第1
項第1号に該当する者であつ

て移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をし、かつ、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けたもの

同

6,000 円

第2条第175号ア中「第171号アからウまで」を「第171号アからエまで」に改め、「（昭和42年法律第149号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定、同条第7号の次に1号を加える改正規定、同条第8号の改正規定、同条第9号の次に1号を加える改正規定並びに同条第10号及び第11号の改正規定は、同年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例第2条第153号又(ア)から(ク)まで及び第171号ウの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

横 浜 市 条 例 第 3 号

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を
定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条
例 （ 昭 和 34 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る
。

第 2 条 の 表 泉 区 の 項 区 域 の 欄 中 「 弥 生 台 」 の 次 に 「 、 ゆ め が 丘 」
を 加 え る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第4号

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成30年3月横浜市条例第5号）の一部を次のように改正する。第2条第16号中「土地」の次に「（国又は地方公共団体が所有するものに限る。）」を加え、同号ア中「類するもの（」の次に「国が交付するものうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるもの及び」を加え、同号を同条第18号とし、同条第15号ア(ア)中「事務所」の次に「及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場（みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新横浜都心地域にあっては、工場）」を加え、「(カ)」を「(キ)」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 賃貸研究所として賃貸すること（賃貸研究所として賃貸する部分の床面積（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分の床面積を除く。以下同じ。）の合計の2分の1以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において有していない種類の事業所を設置するもの若しくは市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。）。

第2条第15号ア(ウ)中「特定賃貸業務ビル」及び「特定賃貸業務ビルの事業所」を「改修型賃貸研究所」に、「事業所を」を「研究所を」に改め、同号ア中(ク)を(ケ)とし、同号ア(キ)中「賃貸研究所等又は特定賃貸業務ビル」を「賃貸研究所、改修型賃貸研究所又は賃貸工場」に改め、同号ア中(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、同号ア(オ)中「研究所等」を「研究所又は工場」に改め、「（研究所を併設する工場規則で定めるものをいう。以下同じ。）」を削り、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 賃貸工場として賃貸すること（賃貸工場として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上を、市内に工場若しくは研究所（以下この(エ)において「工場等」という。）を有しない中小企業者若しくは大企業者で工場等を設置するもの又は市内に工場等を有する中小企業者若しくは大企業者で工場等を設置するもののうち市内において工場等を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。）。

第2条第15号イを削り、同号ウ中「中小企業者」を「別表第3に規定する分野の事業を営む中小企業者又は大企業者」に、「別表第

3」を「同表」に改め、同号ウ(ア)中「本社等以外の事務所」を「事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、同号オ中「みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）」を「別表第2及び別表第3に規定する地域において、これらの表に規定する分野」に改め、同号オを同号エとし、同号カ中「みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）」を「別表第2及び別表第3に規定する地域において、これらの表に規定する分野」に改め、同号カを同号オとし、同号に次のように加える。

カ みなとみらい21地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規定する分野の事業を営む基準売上高事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が30人以上50人未満の規模の本社等を設置すること（以下「30人型固定資産賃借企業立地等」という。）。

第2条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「建築基準法施行令」の次に「（昭和25年政令第338号）」を、「床面積」の次に「（同項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第16号とし、同条中第13号を削り、第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 改修型賃貸研究所既存の家屋を増築し、又は改修して、研究所として賃貸することを目的とした施設で規則で定める基準に適合するものをいう。

第2条第10号中「として」の次に「、又は研究所及び事業所（研究所を除く。）として」を、「施設」の次に「で規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同条第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 先端技術工場大企業者が設置する研究所を併設する工場で規則で定めるものをいう。

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 基準売上高事業者基準事業年度の売上高の額（規則で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）が100,000,000円以上（中小企業者又は大企業者が次条第3

項に規定する承継をした者その他規則で定める者である場合は、規則で定めるところにより算定した売上高の額又はこれに相当する額が規則で定める額以上)であり、かつ、基準事業年度の売上高の額が基準事業年度の前事業年度の売上高の額の10分の3以上増加した中小企業者又は大企業者であって同条第1項に規定する認定の申請の時点で設立から3年を経過し、かつ、15年を経過していないもの(前2号に規定する者を除く。)をいう。

第3条第1項中「中小企業者又は」を「第9条から第11条までに規定する助成金の交付又は第16条に規定する市民税の法人税割の特例を受けようとする中小企業者又は」に、「前条第15号アからエまで」を「前条第17号アからウまで」に、「5,000,000,000円以上(同号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等を行おうとする場合は7,000,000,000円」を「3,000,000,000円以上(改修型賃貸研究所の設置の場合は1,000,000,000円」に、「同号オ」を「同号エ、オ」に、「受けることができる」を「受けなければならない」に改め、同条第2項第1号中「賃貸研究所等」を「賃貸研究所、改修型賃貸研究所、賃貸工場」に改め、「、特定賃貸業務ビル」を削り、同条第4項第3号イ中「50人型固定資産賃借企業立地等」の次に「又は30人型固定資産賃借企業立地等」を加え、同条第6項中「期間内」を「期日まで」に改める。

第6条第1項第2号中「期間内」を「期日まで」に改める。

第9条第1項中「5,000,000,000円」を「3,000,000,000円」に、「第2条第15号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等の場合は7,000,000,000円」を「改修型賃貸研究所の設置の場合は1,000,000,000円」に、「次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる割合」を「別表第5に規定する助成率」に、「別表第5」を「同表」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「5,000,000,000円」を「3,000,000,000円」に、「、関内周辺地域にあっては100分の10を、新横浜都心地域にあっては100分の8」を「別表第5に規定する助成率」に、「2,000,000,000円(家屋の新築又は増築を伴わない特定再生企業立地等にあっては、1,000,000,000円)」を「同表に規定する上限額」に改め、同条第4項中「第1項」を「第13条第1項の規定による通知を受けた第1項」に、「者は」を「固定資産取得事業者又は特定再生事業者は」に改め、「期日(」の次に「規則で定めるところにより助成金を分割して交付する場合は、交付する年度ごとに市長が指定する期日。」を加え、同条第5項中「範囲内において」を「定めるところにより」に、「決定するものとする」を「決定しなければならない」に改める。

第10条第1項中「第2条第15号ア(イ)」を「第2条第17号ア(イ)」に

、「(キ)若しくは(ク)」を「(エ)、(ク)若しくは(ケ)」に、「イ(ウ)」を「イ(イ)」に改め、「助成金を」の次に「、予算の定めるところにより」を加え、同項第2号中「あつては50人」の次に「、30人型固定資産賃借企業立地等を行う固定資産賃借事業者にあつては30人」を加える。

第11条第1項中「助成金を」の次に「、予算の定めるところにより、」を加える。

第13条第1項中「通知するものとする」を「通知しなければならない」に、「同条第1項各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる割合、関内周辺地域における特定再生企業立地等の場合は100分の10又は新横浜都心地域における特定再生企業立地等の場合は100分の8」を「別表第5に規定する助成率」に改める。

第16条の見出し中「法人の市民税」を「市民税の法人税割」に改め、同条第1項を次のように改める。

固定資産賃借事業者の事業開始日の属する事業年度（地方税法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度をいう。以下この条及び別表第6において同じ。）の翌事業年度開始の日から5年（50人型固定資産賃借企業立地等又は30人型固定資産賃借企業立地等である場合は3年）を経過する日までの間（以下「対象期間」という。）に開始する各事業年度（以下「対象事業年度」という。）に係る市民税の法人税割に限り、同表の規定により算定する額（以下「課税免除額」という。）に係る部分について、市民税の法人税割を課さない。

第16条第4項を同条第5項とし、同条第3項第3号中「は50人」の次に「、30人型固定資産賃借企業立地等である場合は30人」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第4号中「別表第9」を「別表第6」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 みなとみらい21地域において規則で定める認定を受けた固定資産賃借事業者に関する前項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「6年」と、「3年」とあるのは「4年」とする。

第17条第1項中「50人型固定資産賃借企業立地等」の次に「又は30人型固定資産賃借企業立地等」を加える。

第18条第1項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「貸貸研究所等」を「貸貸研究所、改修型貸貸研究所、貸貸工場」に改め、「、特定貸貸業務ビル」を削る。

附則第1項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条第10号、第14号、第17号ア及びエからカまで、第18号）

地域の別	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21 地域及び関内周 辺地域	全ての分野	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。5において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 改修型賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 家屋の敷地（建築基準法施行令第1条第1号の敷地をいう。以下同じ。）を取得し、又は賃借して、当該家屋を取得して、増築し、又は改修すること。</p> <p>(2) 家屋を取得して、増築し、又は改修すること。</p> <p>(3) 自ら所有する家屋を増築し、又は改修すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる行為に併せて、改修型賃貸研究所の設備（改修型賃貸研究所の研究所として賃貸する部分に係るものに限る。）</p>

		<p>)として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>4 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。</p> <p>5 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
<p>横浜駅周辺地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。4において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行</p>

		<p>為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。</p> <p>4 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
<p>新横浜都心地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び工場を除く。4において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 改修型賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 家屋の敷地を取得し、又は賃借して、当該家屋を取得して、増築し、又は改修すること。</p>

		<p>。</p> <p>(2) 家屋を取得して、増築し、又は改修すること。</p> <p>(3) 自ら所有する家屋を増築し、又は改修すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる行為に併せて、改修型賃貸研究所の設備（改修型賃貸研究所の研究所として賃貸する部分に係るものに限る。）として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>4 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
<p>港北ニュータウン地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。3において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若</p>

		<p>しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
<p>京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域</p>	<p>環境・エネルギー及び健康・医療に関連する分野で規則で定めるもの並びに自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業等で規則で定めるもの（以下「指定産業」と総称する。）</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。2において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
	<p>全ての分野</p>	<p>賃貸研究所又は賃貸工場として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所又は賃貸工場の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

別表第3（第2条第17号イ、エ及びオ、第18号）

地域の別	事業の分野	固定資産の取得
企業立地等促進 特定地域以外の 市域	指定産業	<p>1 事業所（事務所及び先端技術工場以外の大企業が設置する工場を除く。2において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、先端技術工場への変更をし、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
	全ての分野	<p>賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

別表第4中「（第2条第15号エ、第16号）」を「（第2条第17号ウ、第18号）」に改め、同表第3号中「（建築基準法施行令第1条第1号の敷地をいう。）」を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第9条第1項から第3項まで、第13条第1項）

地域の別	事業の分野	事業所等の種類	助成率	上限額
みなとみらい 21地域	脱炭素化に 関連する分野で			

	規則で定めるもの（以下「重点脱炭素分野」という。）	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所及び改修型賃貸研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
横浜駅周辺地域	全ての分野	研究所及び賃貸研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
関内周辺地域	重点脱炭素分野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所及び特定再生型賃貸業務ビル	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び特定集客施設	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
新横浜都心地域	重点脱炭素分野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所及び特定再生型賃貸業務ビル	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
港北ニュータウン地域	全ての分野	研究所、賃貸研究所及び工場（大企業者が設置する工場を除く。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等及び先端技術工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)

京浜臨海部地域及び臨海南部工業地域	重点脱炭素分野	研究所	100分の20	3,000,000,000円 (500,000,000円)
		先端技術工場	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
	上記以外の全ての分野	研究所、賃貸研究所及び工場（大企業者が設置する工場を除く。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等、先端技術工場及び賃貸工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域	全ての分野	研究所、賃貸研究所及び工場（大企業者が設置する工場を除く。）	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		本社等、先端技術工場及び賃貸工場	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)
企業立地等促進特定地域以外の市域	全ての分野	研究所及び賃貸研究所	100分の10	2,000,000,000円 (300,000,000円)
		工場（先端技術工場以外の大企業者が設置する工場を除く。）	100分の5	1,000,000,000円 (100,000,000円)

（備考）

上限額の欄における（ ）内は、投下資本額のうち土地の取得に係る費用に相当する額に対する助成の上限額とする。

別表第6から別表第8までを削る。

別表第9中「（第16条第1項及び第2項第4号）」を「（第16条第1項及び第3項第4号）」に、「控除額の」を「課税免除額の」に改め、同表第1項中「控除額算定基準額」を「課税免除額」に改め、同表第2項を削り、同表第3項中「控除額」を「課税免除額」に改め、同項を同表第2項とし、同表備考1中「当該基準法人税割額」を「横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第33条の6第1項の規定により固定資産賃借事業者が納付しなければならない額（地方税法又は同条例の規定に基づき当該法人税割額から控

除される額がある場合にあっては当該額を控除した額とし、同法第321条の11第1項から第3項までに規定する更正又は決定があった場合にあっては当該更正又は決定による額。以下「基準法人税割額」という。)に改め、同表備考5中「第16条第4項」を「第16条第5項」に改め、同表備考6中「50未満」の次に「、30人型固定資産賃借企業立地等の場合は30未満」を加え、同表備考7中「第3項」を「第2項」に改め、同表備考8中「控除額算定基準額に1円」を「課税免除額に100円」に改め、同表を別表第6とする。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

横 浜 市 条 例 第 5 号

横 浜 市 児 童 相 談 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 児 童 相 談 所 条 例 （ 昭 和 31 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 42 号 ） の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 の 表 中 「 所 管 区 域 」 を 「 管 轄 区 域 」 に 、 「 横 浜 市 磯 子 区 」
を 「 横 浜 市 港 南 区 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 中 、 第 1 条 の 表 の 改 正 規 定 （ 「 所 管 区 域 」 を 「 管 轄 区 域
」 に 改 め る 部 分 に 限 る 。 ） は 公 布 の 日 か ら 、 同 表 の 改 正 規 定 （ 「 所
管 区 域 」 を 「 管 轄 区 域 」 に 改 め る 部 分 を 除 く 。 ） は 規 則 で 定 め る 日
か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 6 号

横 浜 市 斎 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 斎 場 条 例 （ 昭 和 55 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 9 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 8 条 を 第 13 条 と す る 。

第 7 条 第 2 項 中 「 第 2 条 」 を 「 第 5 条 」 に 改 め 、 同 条 第 3 項 中 「 第 2 条 の 規 定 に よ る 」 を 「 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 使 用 の 」 に 改 め 、 同 条 を 第 11 条 と し 、 同 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

（ 横 浜 市 斎 場 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会 ）

第 12 条 指 定 管 理 者 の 候 補 者 の 選 定 、 指 定 管 理 者 に よ る 第 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 斎 場 の 管 理 の 業 務 に 係 る 評 価 等 に つ い て 調 査 審 議 す る た め 、 横 浜 市 斎 場 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会 を 置 く 。

2 選 定 評 価 委 員 会 は 、 市 長 が 任 命 す る 委 員 10 人 以 内 を も っ て 組 織 す る 。

3 前 項 に 定 め る も の の ほ か 、 選 定 評 価 委 員 会 の 組 織 及 び 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 市 長 が 定 め る 。

第 6 条 を 第 10 条 と す る 。

第 5 条 第 6 項 中 「 第 3 条 第 2 項 」 を 「 第 6 条 第 2 項 」 に 改 め 、 同 条 を 第 9 条 と し 、 第 4 条 を 第 8 条 と す る 。

第 3 条 第 1 項 中 「 前 条 」 を 「 前 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 斎 場 （ 別 表 第 1 の 2 に 掲 げ る 斎 場 を 除 く 。 ） の 使 用 」 に 改 め 、 同 条 を 第 6 条 と し 、 同 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

（ 利 用 料 金 ）

第 7 条 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 別 表 第 1 の 2 に 掲 げ る 斎 場 の 使 用 の 許 可 を 受 け た 者 は 、 指 定 管 理 者 に 対 し 、 そ の 使 用 に 係 る 料 金 （ 以 下 「 利 用 料 金 」 と い う 。 ） を 支 払 わ な け れ ば な ら ない 。

2 利 用 料 金 は 、 別 表 第 2 の 2 に 定 め る 額 の 範 囲 内 に お い て 、 指 定 管 理 者 が 市 長 の 承 認 を 得 て 定 め る も の と す る 。

3 利 用 料 金 は 、 前 納 と す る 。 た だ し 、 必 要 が あ る と 認 め ら れ る 場 合 は 、 こ の 限 り で ない 。

4 指 定 管 理 者 は 、 必 要 が あ る と 認 め ら れ る 場 合 は 、 利 用 料 金 の 全 部 又 は 一 部 を 免 除 す る こ と が で き る 。

第 2 条 第 1 項 中 「 市 長 」 の 次 に 「 （ 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 同 項 第 1 号 に 掲 げ る 業 務 を 指 定 管 理 者 に 行 わ せ る 場 合 に あ っ て は 、 当 該 指 定 管 理 者 。 次 項 に お い て 同 じ 。 ） 」 を 加 え 、 同 条 を 第 5 条 と し 、 第 1 条 の 次 に 次 の 3 条 を 加 え る 。

（ 指 定 管 理 者 の 指 定 等 ）

第 2 条 別 表 第 1 の 2 に 掲 げ る 斎 場 の 管 理 に 関 す る 次 に 掲 げ る 業 務 は 、 地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 指 定 管 理 者 （ 同 項 に 規 定 す る 指 定 管 理 者 を い う 。 以 下

同じ。)に行わせるものとする。

(1) 斎場の施設の使用の許可等に関すること。

(2) 火葬に関すること。

(3) 斎場の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第12条第1項に規定する横浜市斎場指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第3条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第4条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第2条第1項各号に掲げる斎場の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条第1項、第6条第1項、第7条第1項）

横浜市久保山斎場

別表第2中「（第3条第1項）」を「（第6条第1項）」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第7条第2項）

種別		市内・市外		
		市内	市外	
横浜市久保山斎場	火葬炉	10歳以上	12,000円	50,000円
		10歳未満	8,000円	34,000円
		死胎	2,400円	10,000円
		人体の一部	2,400円	10,000円

	休憩室	40人用	5,000円	7,500円
--	-----	------	--------	--------

(備考)

「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

別表第3中「(第5条第5項)」を「(第9条第5項)」に改める。

別表第4中「(第7条第3項)」を「(第11条第3項)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条の改正規定及び同条を第5条とし、第1条の次に3条を加える改正規定(第2条第5項に係る部分に限る。)並びに第7条の改正規定及び同条を第11条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第12条に係る部分に限る。)は令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市斎場条例の規定に基づく横浜市久保山斎場に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横 浜 市 条 例 第 7 号

横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 営 住 宅 条 例 (平 成 9 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 1 号) の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

第 7 条 第 2 項 第 9 号 イ 中 「 第 10 条 第 1 項 」 の 次 に 「 及 び 第 10 条 の
2 」 を 加 え 、 同 号 エ 中 「 婦 人 相 談 所 」 を 「 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー (困
難 な 問 題 を 抱 え る 女 性 へ の 支 援 に 関 す る 法 律 (令 和 4 年 法 律 第 52
号) 第 9 条 第 1 項 又 は 第 2 項 に 規 定 す る 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー を い
う 。) 」 に 改 め る 。

別 表 の 1 の 表 中

「

永田山王台住宅

 を
 」

「

永田山王台住宅
中村町住宅

 に 、
 」

「

釜利谷東ハイツ

 を
 」

「

釜利谷東ハイツ
瀬戸橋住宅

 に 改 め る 。
 」

附 則

この 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。 た だ し 、 別 表 の 1
の 表 の 改 正 規 定 は 、 規 則 で 定 め る 日 から 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 8 号

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 (昭 和 37 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 7 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別 表 の 表 の 前 に 次 の よう に 加 え る 。

1 改 良 住 宅

別 表 に 次 の 1 表 を 加 え る 。

2 更 新 住 宅

名 称	位 置
中 村 町 住 宅	横 浜 市 南 区
瀬 戸 橋 住 宅	横 浜 市 金 沢 区

附 則

(施 行 期 日)

1 この 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 から 施 行 す る 。

(準 備 行 為)

2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 規 定 に 基 づ く 中 村 町 住 宅 (更 新 住 宅 に 限 る 。) 及 び 瀬 戸 橋 住 宅 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 等 に 関 し 必 要 な 行 為 は 、 この 条 例 の 施 行 前 に お い て も 行 う こ と が で き る 。

横 浜 市 条 例 第 9 号

横 浜 市 建 築 基 準 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 建 築 基 準 条 例 （ 昭 和 35 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 20 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 53 条 の 6 第 1 項 中 「 令 」 を 「 脱 炭 素 社 会 の 実 現 に 資 す る た め の 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 等 に 関 す る 政 令 （ 令 和 5 年 政 令 第 280 号 ） 第 2 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 令 （ 次 項 に お い て 「 旧 令 」 と い う 。 ） 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 令 第 108 条 の 3 第 4 項 」 を 「 旧 令 第 108 条 の 3 第 4 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 10 号

横 浜 市 婦 人 相 談 員 の 費 用 弁 償 条 例 を 廃 止 す る 条 例

横 浜 市 婦 人 相 談 員 の 費 用 弁 償 条 例 （ 昭 和 32 年 5 月 横 浜 市 条 例 第 18 号 ） は 、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 11 号

横 浜 市 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の
基 準 に 関 す る 条 例 を 廃 止 す る 条 例

横 浜 市 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関
す る 条 例 （ 平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 72 号 ） は 、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。